

# 幼稚園教育にかんする

## 諸問題

松 村 康 平

昭和三十八年から三十九年にかけては、幼稚園教育にたずさ

わるものにとつて、極めて重要な時期として、銘記されねばならない。それは、幼稚園教育振興の輝かしい年としては必ずしも評価されないであろうが、一時期を劃するものとして、幼稚園教育関係者からは認されるであろう。

昭和三十八年九月十二日に、文部大臣の諮問機関である教育課程審議会が、総会で「幼稚園教育課程の改善」についての検討の結果をまとめて、文部大臣に答申した。翌日の朝刊紙面にその記事を、筆者は東京で読むことができた。朝日新聞では、一面のトップに掲載され、「しつけ・道徳に重点」という見出しがつけられている。

### 教育課程審議会の答申

一、幼稚園教育の意義。二、幼稚園教育の現状と改善の方向。三、幼稚園教育課程の改善。附記。この中で、一、三、附記にかんしては、語句の使用、記述の順序など、筆者の立場から若干の修正を必要とすると思われるところがあつたが、その趣旨において賛意を表し得た。けれど、二、にかんしては、その叙述の形式にも、もられている趣旨にも、賛成しかねた。憤りをすら感じたほどである。

現状把握が表面的であること。改善の方向にかんする提言が、偏向していること。結果に先んじてそれを裏つける政治性を帯びていることなどに、賛意を表しかねたし、その答申が、

「人間尊重の精神に基づく道徳性の芽ばえ」を培うように特に留意することを述べるのに、このようなかたちでの提唱は、道徳教育を必ずしも推進するとは考えられなかったので、憤りすら感じたのである。

幼稚園教育に脚光のあてられたことは、関係者の喜びとするところであろう。けれど、全幅の支持の予想されることがらの提言のかげに、提言者の批判さるべきことがらが暗黙のうちに打ち消されていくようなことがあれば、それは看過こされてはならない。

幼稚園教育の本旨に沿わないものというべき幼稚園を、引き合いに出して、提言を裏つけようとする。従来わが国の家庭にみられる欠陥をとりあげて、警告を発し、提言の妥当なことを知らしめようとしている。本旨に沿わないもの、欠陥のあるものをとりあげて、幼稚園教育の重要であることを、強調する。このような提言のなかに、それほどまでに重要な幼稚園教育への政策が、なぜもっと以前に打ち出されなかったのであるか、そのことの自己批判に役立つ提言が皆無であるなかでなされる道徳教育の強調は、なにを意味するであろうか。このようなかたちでの提言が、道徳教育をたかめるのに役立つであろうか。これまでの幼稚園教育の中で、私立幼稚園は大きな役割を果たしてきた。現状においてもそうである。父母たちの認識も高

まっている。しかし、答申では、私立幼稚園の貢献も、戦後の家庭およびPTAなどの組織における父母たちの努力も、認められていない。「幼児の知識や技能の習得に偏した教育を行なっている幼稚園」をとりあげての批判がある。これはなにを意味しているだろうか。国全体の学校制度が、幼稚園のあり方も規定することを、どのようにとらえているのだろうか。「従来わが国の家庭にみられる幼児に対する過保護や盲愛あるいは放任などから起こる欠陥」とは、なにをさしているのだろうか。欠陥がどこにあらわれているというのであろうか。なにを基準に評価して、それと道徳教育の必要性とを、どこで結んでの答申なのであろうか。

教育課程審議会は、しかし、諮問機関である。文部省では、答申のように現状をとらえず、改善の方向にどうしても独自の見解をいदैているのかもしれない。それならば、それは政策として打ち出されるであろう。

#### 幼稚園教育振興計画

文部省は、九月二日にその計画を発表している。その趣旨には賛成できるが、問題は具体的措置にある。方針は、七ヶ年計画で約三千の公私立幼稚園を新設すること。各市町村の幼稚園の数は、人口一万につき一園とし規模は百二十人。新設幼稚園

の設置者は、市町村または学校法人とする。当該地区における私立幼稚園の設置状況等を十分に勘案して計画的に設置する。公立幼稚園の新設（学級増を含む）にあたっては当該市町村における小学校の空き教室等施設の活用を図ることになっていゝる。しかし、空き教室の活用を図ることをはじめから意図して、幼稚園教育の振興をはかれるであろうか。

既設の私立幼稚園については、できるだけ学級増加により収容力の増加をはかるように努める方針である。けれど、それは反するように、公立小学校の空き教室を使用する幼稚園が、併設されようとしている。少しでも多くの子どもたちが幼稚園教育の機会を得られることに、異論のあろうはずはないが、隣り合わせに私立幼稚園が既に開設されていた現実を、このようにしてつくりかえていくことが、幼稚園教育の振興になるであろうか。

これまで、国家の補助を得ることのできないなかで、幼稚園教育に尽力してきた人たちがいてようやく、幼稚園教育の振興策がたてられるようになった。そういっても過言ではないほどの貢献をしてきた。だが、それはすでに過去のものとなりつつあるのだと、公言する人たちが、ふえようとしている。ところを選ぶことなく、公立小学校の実情を優先させて、幼稚園が併設されていくのだろうか。そうして立ちゆかなくなる私立幼稚

園があれば、勤務している教育配置がえを、せめてもの対策として打ち出そうとする様子も、今はみられない。狭小な小学校地にも、幼稚園を新設するのが、適当であろうか。それとも、近設の私立幼稚園に、協会を通じて助成（補助）金の交付されるように処置して、幼稚園の地位を確実なものにしていくことが、適当であるのか。このようなことが検討されて、対策の打ち出される気運に乏しい。現状においては、一律に対策を施さそうとするのではなく、多角的な方途の中から、弾力的に対策が選択されるのであれば、名実ともなう幼稚園教育の振興は、望めないのではないか。このように煩瑣な処置をも、果たしてとらうとする当事者たちであろうか。

#### 幼稚園と保育所の関係調整

十月三十一日付で、文部省初等中等教育局長、厚生省児童局長連名の通達が、各都道府県の知事と教育委員会あてに出された。十一月一日付朝日新聞（東京）朝刊には、次のように報道されている。

通達の骨子は、①幼稚園と保育所は機能がちがうので、それぞれ機能を果たしうよう充たさせる。②将来、幼稚園の義務化ということも考えられるので、幼稚園は五歳児と四歳児を重点にし、保育所は三歳以下を重点とする。③保育所にはい

児童を決める時は「日日の保育に欠ける子」に限り、それ以外の幼児は幼稚園に入れるようにする、というもので、これにより両省間の懸案だった調整問題は一応ケリがついたわけである、としている。

同日付の東京新聞朝刊には、次のような記事がみられる。「保育所の対象明確に」「二元行政を調整」という見出しで、以下。

通達によると、両省とも幼児教育を将来義務化する必要性を認めており、それまでの過渡的措置として、幼稚園、保育所の一層の普及を図ることとしている。ただし、両者の機能は全く異なるので、それぞれを明確に示すとともに保育所は「保育に欠ける幼児」だけを対象とし、それ以外の四―五歳児はできるだけ幼稚園に入園させるよう強調している。さらに保育所で行なわれる教育については、幼稚園教育要領にしたがって行なうことが望ましいとしており、文部省側の主張を厚生省側が大幅に受け入れた形となっている、としている。

他の新聞誌上にも報道されているが、了解事項をそのままのせているもの以外は、解釈的な表現がなされて、そこに違いが生じている。これを読む人たちが、幼稚園関係者であるか、保育所関係者であるかによっても、受けとり方に、違いが出てくるかもしれない。

このような状況にあつて、子どもたちは育ち、小学校へ入学す

る。その子どもたちのための施設であるはずなのに、ことさらに管かつをちがえ、差別を設けて、子どもたちを収容する。地域を単位に、そこへ集まる一定数の子ども集団を主体として、その教育にかんしては、文部省が、その生活福祉にかんしては厚生省が、必要に応じた助成にあたる。ある施設は、いわゆる幼稚園的であり、ある施設は、幼稚園的でも保育所的でもあり、ある施設は、保育所的幼稚園であったり、幼稚園的保育所であったりして、かまわない。保育所から幼稚園にいつて保育所へかえることも認められるような、幼児のための施設であるようにすることができないものだろうか。

文部省と厚生省との歩み寄りには、あつたようにみえても、幼稚園と保育所の機能が別個のものであるということの確認にわたつては、両省のためのものであつて、子どもたちのためとは言いがたい。両省を包括し得るような児童省なり文化省なりがつくられての、抜本的改革が必要とされているのではないか。それでなければ、保育者の側に差別意識も育つて、どちらも同じ小学校へあがる子どもたちに「偏見」をもたせることにもなりかねないのである。

（昭和二十八年の四月に、NHKでは、幼稚園と保育所をめぐる問題にかんして特集（一時間）を組んだ 黒木厚生省児童局長、池田私立幼稚園協会事務局長、小学校がわから金

沢先生が参加。筆者は司会をつとめたが、そのときも、文部省・厚生省のセクシヨナリズムが批判された。この放送は、再放送もされ、その当時よりは歩みよりのみられる現状であるが、なお、抜本的改革が期待される。

### 幼稚園教育要領改訂案

これは、昭和三十一年度「幼稚園教育要領」の改訂案である。昭和二十二年作成の「保育要領」が三十一年度に改訂されたのであるが、このまえがきには改訂の要旨が、次のように述べられている。

1、幼稚園の保育内容について、小学校との一貫性を持たせるようにした。2、幼稚園教育の目標を具体化し、指導計画の作成の上に役だつようにした。3、幼稚園教育における指導上の留意点を明らかに示した。

今回の改訂案には、改訂の要旨がまだみられないが、内容を比較してみても、道徳教育、安全教育などの新しいねらいがみられ、教育内容のそれぞれについて、指導にあたって留意すべきところが述べられていることなどに、ちがいがみられる。前回のものでは、幼児の発達上の特質があげられてから、次に望ましい経験の叙述がなされていて、心身の発達に即応して子どもの経験を豊かにしていくという趣旨が、明瞭に示されていた

が、今回は、幼児に指導することが望ましいねらいがあげられて、指導にあたって留意したらよいことが、具体的に示され、発達のなちがいに即応することは、適切にということばで扱われて、そのよりどころが前回のようには示されていない。

生活・誘導「保育要領」から、発達・経験「教育要領」に改訂され、今回の、指導・体験「教育要領」へと更に改訂されたということが出来る。

これを保育者ががわにひきつけてとらえるなら、第一のものでは、保育をするもの子どもとの共感が、保育者の資質をして重要である。第二のものでは、保育するものが子どもをとらえることのできる観察が、保育を進めるのに重要である。第三のものでは、保育するものが子どもに期待する体験の総合（組織化）が、保育の行なわれることのため、結実するようにしなければならない。

このような認識にたつて、教育要領を使用することが、先のもを活かし、新しくつくられるものを役立てることにつながるのではないだろうか。

今回のものには、指導性が明確に打ち出されている。子どもたちの経験がのびていく誘導の水準が、示されているとはいえない。望ましい体験をさせるべき指導の目標とその方法が、示されている。

「次に掲げる基本方針に基づき、幼児の発達に応じ、その生活経験に即し、適当な環境を与えて、総合的な指導を行ない、望ましい国家社会の形成者となる基礎を養うように努めなければならない。」この文章の中には、生活・誘導、発達・経験という立場を読みとろうとすれば、不可能ではない。けれども、それよりは、指導・体験の立場を読むことのほうが、より容易ではないか。

「幼児の年齢や発達 の程度に応じ、季節や時期などを考慮し、適切な機会をとらえて」とは書いてあるけれども、それは、「健康な生活に必要な基礎的な習慣や能力をくり返し指導し」「しだいに身につけさせるようにすること」と、つながっていないなければならないのである。日常の身近なことを「実践させる」とともに、「気づかせるように」指導するのである。実践し気づく主体は、どこにいるのであろう。いろいろな種類の運動をのびのびと積極的に「行なわせ」るのである。そのような心がけて指導すると、行なわせられて、しまいに、行なえるようになるのであろうか。

「父母や先生などの言いつけをすなおにきく」ようにするためには、指導にあたって、いろいろな経験や活動を「させ」なければならぬ。「幼稚園や家庭ではみんなが助けあっていることを知り、感謝の気持ちをもつ」ようにするなどの指導にあ

たっては、幼児に関係の深い人々に対し親しみや感謝の念を「もたせるように」し、……等に興味や関心を「もたせ」なければならぬ。

「自然」にかんしては、主としてそれが、「物と人との関係」であり、その関係はしばしば対立的であるからかもしれない。「きわめて簡単な自然科学的事実に」「気づかせ」られる幼児のあり方を、えがき出してみても、そこに子どもの主体的活動を感じとれる。「理解に役立つ経験や活動を」「与えるようにすること」は、それはそのまま、よいとも思われる。けれど、

「言語」のところでは、「名まえを呼ばれたり、仕事を」「言いつけられたとき」返事をする、述べられて、そういう事項の指導にあたっては、日常生活に必要なことばに「慣れさせ」、正しいことばで表現しようとする意欲を「目ざめさせ」なければならぬ。ことばに「慣れさせ」るのはまだしもとして、表現しようとする意欲に目ざめさせなければならぬ。そういうことを、保育者はしなければならぬのである。

「音楽リズム」では、歌うことの喜びを味わわせ、「楽器を自由にひかせ」、「親しませ」、「楽しませたり」しなければならぬ。そうしなければ、表現の喜びを味わうことはできないのだろうか。そういう道すじを通して味わえる表現の喜びでなけ

れば、いけないのだろうか。「幼児の年令や発達の程度に応じた」ということばは用意されているけれども、それ「に応じたさまざまな表現活動」とは言われているけれども、それを「させる」のであり、「楽しませる」のである。

「絵画製作」にかんしても、「空想的なものを絵にかいたり、ものに作ったり」「させる」のである。絵にかいたりも、そのあとに文章が続かなければ、「絵にかかせる」となるのではないだろうか。表現意欲をじゅうぶんに「満足させ」その喜びを「味わわせる」ようにする。

このように書きつらねてくると、この幼稚園教育要領改訂案の作成に加わっているたくさんの方の委員たちの感じ方、考え方は、どういうものなのだろうか、思わざるを得ない。少なくとも筆者に近く、感じたり考えたりする人たちの集まりではないのであろうと、思わざるを得ない。その人たちに近く、筆者が自分をおいて、感じたり考えたりすることはできる。そうして、その人たちが、筆者に近く感じたり考えたりしたのだけれども、このようなかたちで発表されることになったのだと、言うかもしれないとも予想することができる。しかし、そういう発言は、委員として許さるべきものであろうか。

いかにも、ことはしをとらえての、あけあしとりと、思う人もいろいろ。その人は、それなりにそう思う人であっ

て、筆者に近く、感じたり考えたりはしないのであろう。

#### 幼児教育（保育）界の問題

今回の幼稚園教育要領は、これまでのものに比へて、著しく指導性の強いものであるということが出来る。その中には、優れた識見を随所に、見いだすことができる。検討を重ねた人たちの努力のあとをたどることが出来る。けれども、全体を貫ぬく指導原理にかんして、危険なものが感じられる。それを、語句をひろって、表明してきた。

幼稚園教育要領を使用する保育者たちは、子どもたちとふれ合う現実から学ぶことの中で、これを活かすように努めなければならぬ。教育要領案が、ほとんどこのままのかたちで、教育要領として出される場合には、とくに心して、使用しなければならぬ。文部省から出されるものだからとか、委員に連なる人たちの名まえをみて、まちがいのないもののように思いこんで、そこに示されている通りにしようなどと、心がけてはならないであろう。

保育者の、子どもたちとふれ合う現実において、主体的にふるまうことが、子どもたちの主体的活動を促進することにつながる。そのような、保育者と子どもたちとの関係のあり方が、創りだされていかなければならない。このことの理論的

な認識と実践的な活動への示唆が、幼稚園教育要領案には、欠けている。見方によっては、それをとらえることができるが、これが基調とはなっていない。

指導性の強い教育要領は、保育者の活用の仕方において、その功罪がはっきりとでてくるといえる。発達・経験に重点をおくものよりも、一見、使いやすそうにみえて、あやまった使われ方のされる危険性を、より多くはらんでいるといえるであろう。保育者の使い方が、前にもまして重大である。優れた使い方のできる資質の向上が、保育者への要請となっていることを、強く自覚すべきであろう。このことこそ、教育要領作成に参加した人たちの等しく望むところなのだ、言う人がいるかもしれない。それは、上の立場において、下の立場からしか真実の叫びとしては発せられないものを、あたかも自分たちが考えていたことでもあるかのようにとりいれて発言する人たちの、好んで用いる戦略なのである。ところが、その発言が、ひとたび上の立場から発せられると、その立場にいる人においてとらえられた優れた識見として迎えられるという傾向が、顕著なものとなりやすい。

ここで、上の立場というとき、それは必ずしも文部省とか、何々委員会の委員長とかをさしているのではない。日本の幼児教育（保育）界において、その発言が、結果において指導的な

意味を帯びてくる機会の多い人をもさしているのである。あたかも自分の立場においてとらえたものであるかのよう、ほかの立場において真に意味をもつことがらを、公言する。その巧みさのために、その人をとりまく人たちが、気づかずその人を支持するという傾向が、日本の幼児教育（保育）界において、見いだされる。その人は、他の場所では反対の意見をもつかのよう、に発言して、その場にいる人たちの意見をきき出し、この場所では、自分の立場からしかとらえ得ないことでもあるかのように、きき出した意見を自分のものとして述べてしかも、きき出されたその人を、この場所で低める発言をしていくのである。

このようにして、幼児教育（保育）界での指導的発言が、しばしばつくられていくことを、保育者は、賢明に洞察して、子どもたちとふれ合う現実から、学んでいかなければならない。学びながら指導し、指導することにおいて指導者も変わりながら、子どもとの生活が発展していくようにしなければならぬ。このようにしてこそ、幼児教育（保育）界で、今回の幼稚園教育要領（案）も、活用し得るものとなるであろう。

（お茶の水女子大学）